

<p>陳 情 第 19 号</p>	<p>令 4. 8. 25 受 理</p>
<p>(件 名)</p> <p>川内原発の運転期間を20年延長しないことを求める決議について</p>	
<p>(陳情の要旨)</p> <p>川内原発1・2号機は、あと数年で原子炉等規制法で定められた寿命（運転開始から40年）を迎える。九州電力は、電力事業者に1度だけ認められている運転延長の申請に向けて「特別点検」を実施しており、1年以内に原子力規制委員会へ申請することは確実である。</p> <p>2011年3月の福島第一原発事故において、テレビに映し出される水素爆発の映像や無残な骨組みをあらわにした原子炉建屋は私たちに衝撃を与えた。迫りくる放射能に逃げまどい、11年半たった今でも3万人余りの人々が帰還できないばかりか避難生活を余儀なくされている。生活を失った住民、甲状腺がんにおびえる子どもたちもいる中、ついに同原発では処理しきれない汚染水の海洋投棄に踏み切ろうとしている。安全な原発などどこにもない。使用済み核燃料の管理は10万年にも及ぶことになる。</p> <p>川内原発の運転延長は、住民の安心・安全な暮らしとは相入れないものである。第1に、運転開始から40年を超える老朽原発は、一部の部品の交換はできても、最も放射能を浴び続けて金属脆化により劣化する「原子炉圧力容器」は交換できず、一番危険性をはらんでいる。第2に、川内原発の基準地震動（水平加速度）は620ガルしかなく、これは熊本地震で記録した1,580ガルに遠く及ばない。第3に、原子力規制委員会から丸投げされている自治体の避難計画は実行性に多大な疑問が残る。第4に、原発を運転し続ければ、処理のめどもたっていない「使用済み核燃料」が増え続けることになり、その管理を未来永劫、子孫に押しつけることになってしまう。そして第5に、ロシアによるウクライナ侵略では原発の施設も攻撃され世界中が震撼したが、これにより戦争での原発への攻撃は現実のものとなった。</p> <p>このように、原発と住民の安心・安全な暮らしとは共存できないということが誰の目から見ても幾重にも明らかとなっている。住民の代表である議員の皆様には、このことを第一に踏まえ、川内原発の運転期間20年延長を判断いただきたいのである。</p> <p>これまで長い間、政府も電力事業者も「原発がなければ電気が足りなくなる」、「日本経済が立ち行かなくなる」と大宣伝を行ってきた。しかし、福島第一原発事故後、全国に54基あった原発は全て停止され、川内原発1号機が全国一番手で再稼働されるまで電気が足りなくなることはなかつ</p>	

た。それどころか九州電力は、2018年から全国で初めて「出力抑制」により再生可能エネルギーの発電量を抑制した。

太陽光、風力、水の流れ、地熱など、鹿児島は再生可能な自然のエネルギーに満ちている。この自然エネルギーこそ私たちの未来の希望ではないだろうか。今の原発政策は課題の先送りにしかない。老朽化した川内原発を延長して使い続ける道ではなく、住民の安心・安全な暮らしを守るエネルギー政策を進める道を共に求めていきたい。

については、以上の要旨に基づき、下記事項について陳情する。

記

1. 貴議会において、住民の安心・安全な暮らしが必ず守られるという確証なしに川内原発を20年運転延長することは認められないとの決議をすること。